

滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）最終案（概要）

滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）最終案（概要）

第1章 改定にあたって

1 趣旨

- ・平成元年（1989年）に入管法が改正、翌年に施行され、本県においては在留資格「定住者」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が急増
- ・平成18年（2006年）に総務省は地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知し、本県では平成19年（2007年）度に「しが多文化共生推進会議」を設置。平成22年（2010年）に多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定
- ・平成26年（2014年）以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に、外国人人口が増加し、令和6年（2024年）末には過去最多の41,475人となった。
- ・令和5年（2023年）に「特定技能」制度が拡充され、令和6年（2024年）には入管法等の改正により「技能実習」制度の廃止、「育成就労」制度の創設が行われたことにより、今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれる。
- ・今後も県内人口における外国人比率は高まると考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となる。

2 プランの位置づけ

「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県民、市民活動団体、国際交流協会、企業、市町、県などの各主体が取り組む方向性を示す指針

3 対象者

多文化共生社会の実現は、国籍や民族などのちがいににかかわらず、共に生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象とする。

4 計画期間

令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間

5 プランの周知

「やさしい日本語」を含む多言語で、本プランの周知を図る。

第2章 改定の背景

1 滋賀県の現況

- <滋賀県人口の推移> ※図1、図3 参照
- <外国人人口の推移> ※図2 参照
- <外国人労働者等の推移> ※図4 参照
- <外国人児童生徒数等の推移> ※図5 参照
- <しが外国人相談センターにおける相談
および県内の相談窓口>
- <地域日本語教室>

2 社会経済情勢の変化

- <新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓>
情報伝達や医療、雇用など様々な分野で課題が浮き彫りとなった。
- <デジタル技術の進展と普及>
自動翻訳アプリケーションの普及により、多言語対応が格段に容易となった。
- <法改正などの国の動向>
在留資格制度に関する法改正や多文化共生に係るロードマップの策定等が行われた。

滋賀県の現況

図1 滋賀県人口の推移

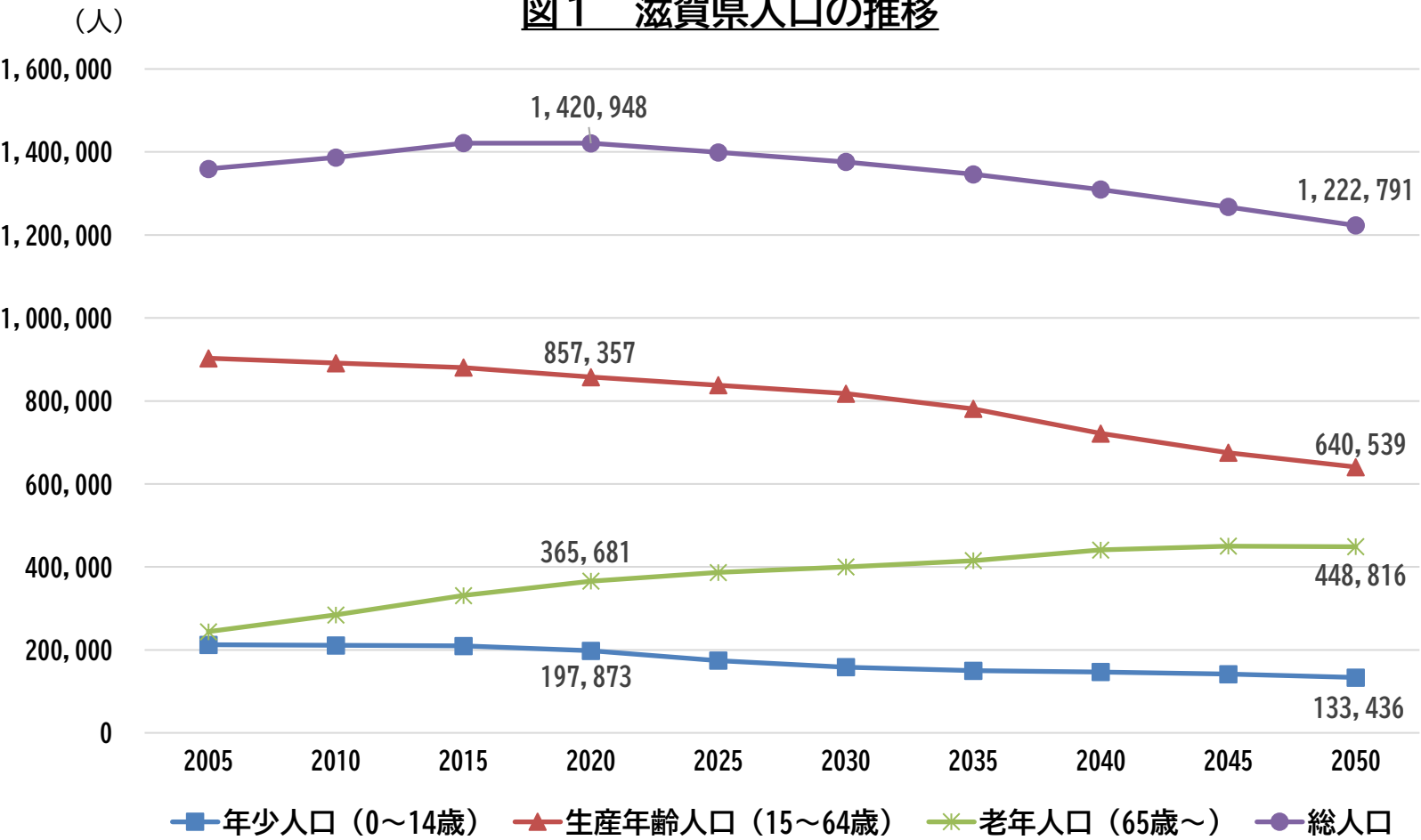


図2 国籍・地域別外国人人口の推移

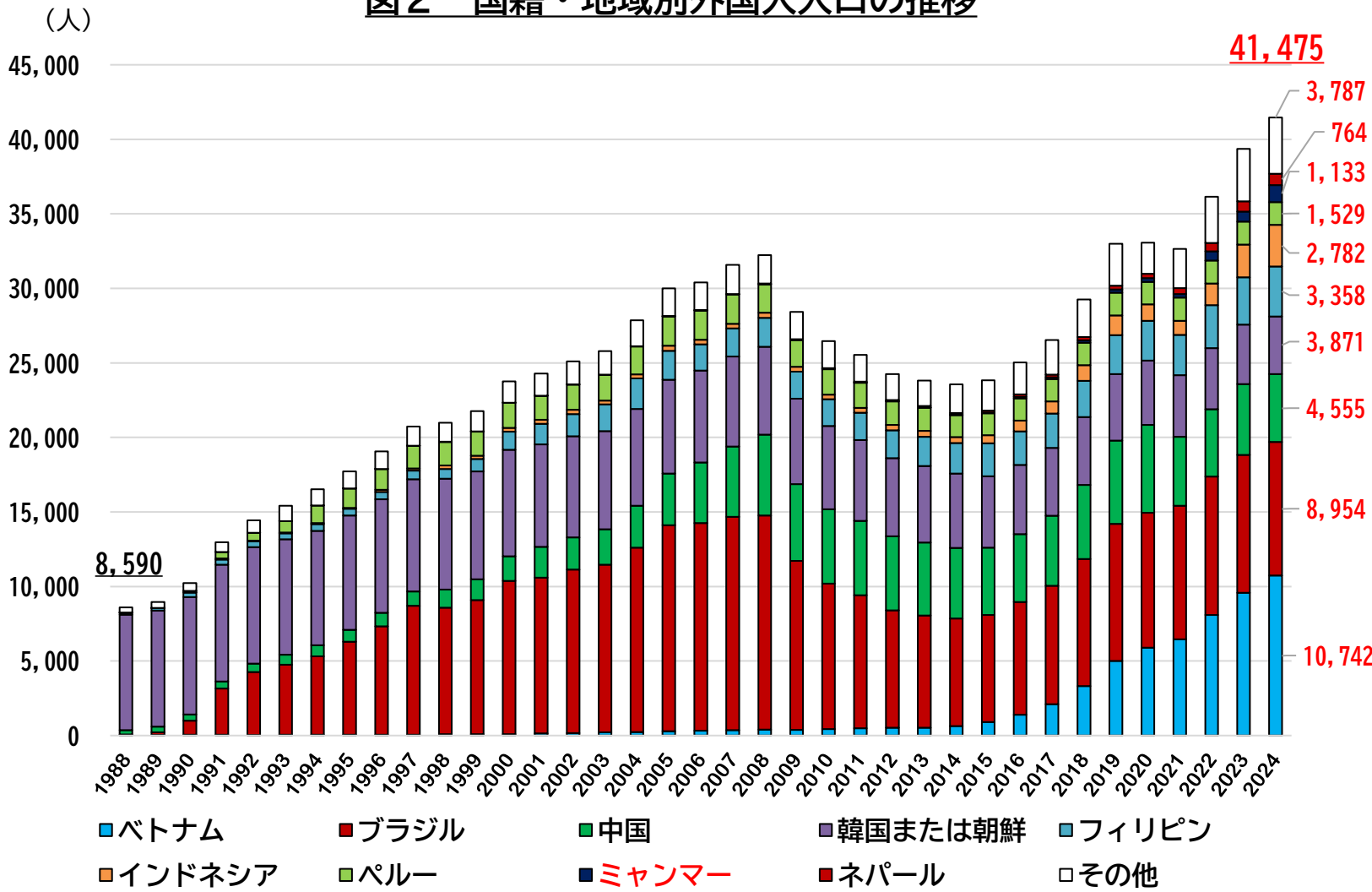


図3 日本人および外国人の1年間の人口増減数の推移

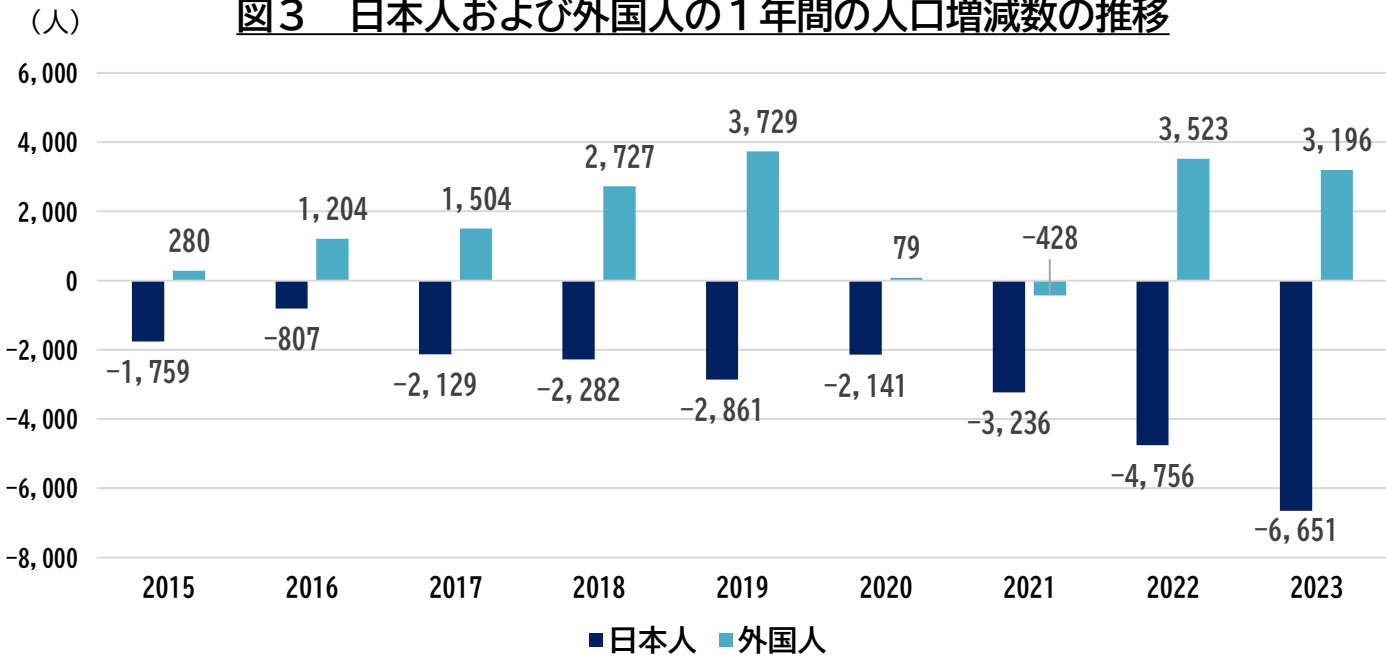


図4 外国人労働者数および外国人雇用事業者数の推移

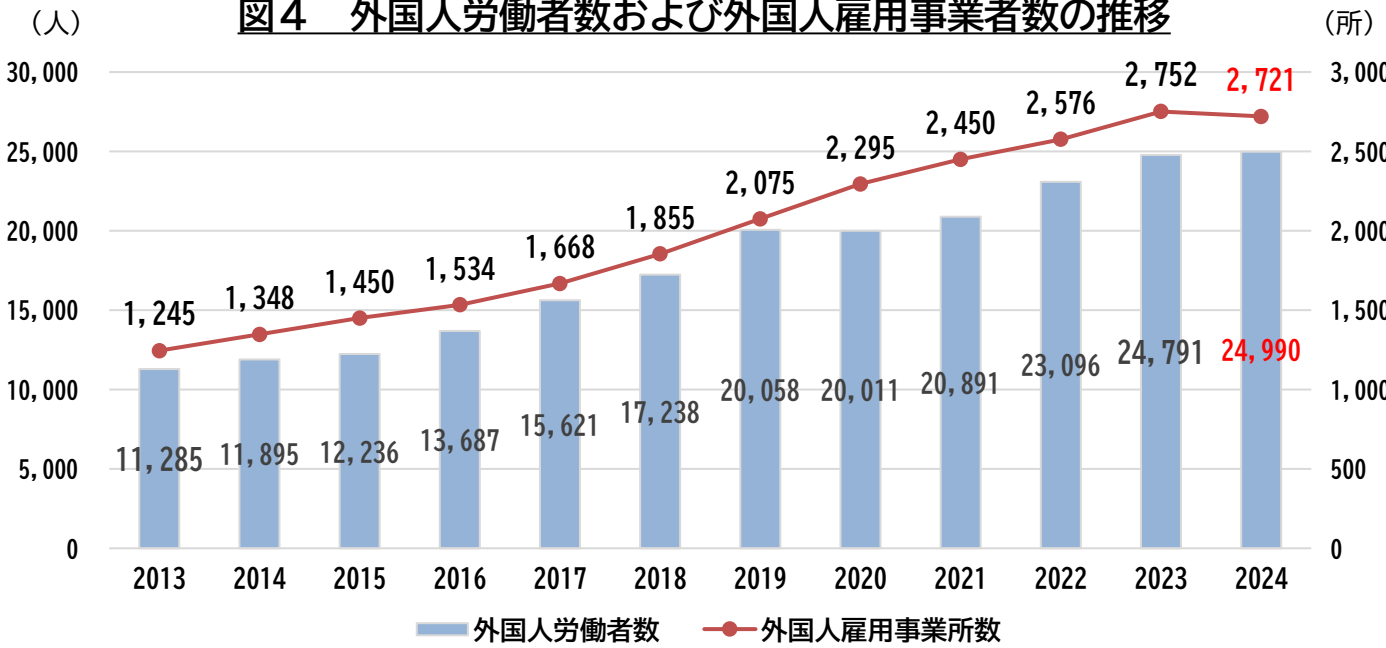
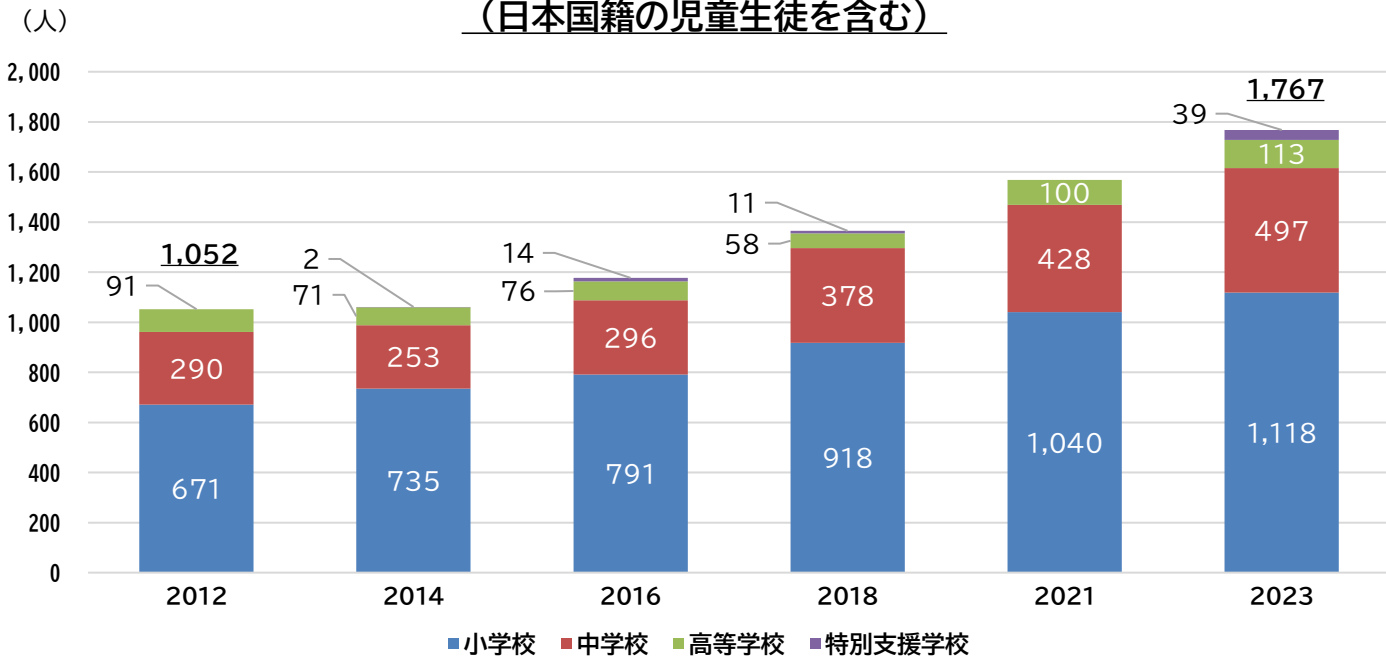


図5 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数の推移 (日本国籍の児童生徒を含む)



第3章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの主な取組

- ＜コミュニケーション支援＞
しが外国人相談センターの運営、地域日本語教育推進に向けた事業の実施
- ＜生活支援＞
外国語対応が可能な医療機関情報の提供、セーフティネット住宅登録の推進
- ＜外国人材の活躍支援＞
滋賀県外国人材受入サポートセンター運営、定住外国人向け職業訓練の実施
- ＜教育環境の整備＞
外国人児童の入学前指導の実施への補助、学習指導員等の公立学校への派遣
- ＜多文化共生の地域づくり＞
県民向け多文化共生講座の開催、人権啓発イベントでの周知
- ＜数値指標＞
13指標のうち、7指標が達成見込み。
⇒ 現行の取組は道半ば。さらに力を入れて継続していく必要がある。

2 今後の課題

- 国籍や民族などのちがいににかかわらず、全ての県民が同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要。
- ＜多文化共生に関する県民意識の高揚＞
外国人が日本社会や習慣への理解を深める機会を増やすとともに、日本人に対する働きかけも必要。
 - ＜コミュニケーション支援の強化＞
双方ともに円滑なコミュニケーションができるようにすることが必要。
 - ＜様々なライフステージへの対応＞
県内に在住する外国人の年齢構成は幅広くなっていることから、人の一生を通じたライフステージへの対応が必要。

第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標

1 基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- ＜基本目標＞
滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などのちがいににかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。
- ＜滋賀県がめざす多文化共生社会の姿＞
 - 国籍や民族などのちがいににかかわらず、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。
 - 誰にとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。
 - デジタル技術を活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションを図っている。
 - 外国人が安心して暮らし働けることで、誰もが住みよい社会となっている。
 - 誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。

2 行動目標と推進イメージ

- ＜すべての人が取り組む5つの行動目標と10の施策の方向性＞
- 行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり
 - (1) 多文化共生意識の高揚
 - (2) 多様性を生かした活力ある地域づくり
 - 行動目標2 ところが通じるコミュニケーションの促進
 - (1) 地域における情報の多言語化
 - (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供
 - 行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備
 - (1) 安心して暮らせる居住支援
 - (2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
 - (3) 災害時への対応
 - (4) 生活安全における支援の充実
 - 行動目標4 働く場での活躍
 - (1) 円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍
 - 行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実
 - (1) 教育および保育環境の整備

第5章 施策の展開

■行動目標および施策の方向性ごとに、施策の方向および施策・取組を記載。

行動目標	施策の方向性	施策・取組
1 多文化共 生意識の 高揚と活 力ある地 域づくり	(1) 多文化共 生意識の高揚	① 交流の場づくり
		② <u>幼少期から青年期における多文化共生意識の素地づくり</u> 新規 ○ 学校等への出前講座などの実施
		③ 多文化共生の意識づくり 拡充 ○ 多文化共生推進月間 ○ 多文化共生推進についての周知広報
		④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成
		① 社会活動への参加促進 拡充 ○ 県内に在住する外国人などから意見を聞く仕組みづくりの検討
	(2) 多様性を 生かした活力あ る地域づくり	② 地域で活躍する外国人の情報発信
		③ 多様性を生かした地域づくり
		④ <u>多文化共生の担い手の確保・育成</u> 新規 ○ 日本語学習支援者の確保・育成 ○ 広域的な活動を推進する仕組みづくりの検討
		⑤ <u>行政の「国際化」</u> 新規 ○ 県職員を対象とした外国語や「やさしい日本語」講座の実施 ○ 多文化共生に係る県庁内の施策点検の実施
2 こころが 通じるコ ミュニ ケーショ ンの促進	(1) 地域にお ける情報の多言 語化	① 多言語による行政・生活・教育情報の提供
		② 多言語に対応した相談窓口の設置
		③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供
		④ 様々な主体との連携による情報提供
	(2) 日本語お よび日本社会に ついての学習機 会の提供	① 日本語や日本社会についての学習機会の提供
		② 日本語教育人材の育成
		③ 日本語教室への支援
		④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 拡充 ○ 地域日本語教育の推進に係る計画の改定
3 安心して 暮らせる 生活環境 の整備	(1) 安心して 暮らせる居住支 援	① 安心して暮らせる居住支援 追加 ○ セーフティネット住宅の普及や登録促進 ○ 居住支援法人による活動の促進 ○ 宅地建物取引業団体および業者への啓発
	(2) 安心して 利用できる保 健・医療・福祉 体制の整備	① 多言語などでの社会保障等の情報提供
		② 多言語での受入体制の整備
		③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
		④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

行動目標	施策の方向性	施策・取組
3 安心して 暮らせる 生活環境 の整備	(3) 災害時へ の対応	① 防災知識等の普及啓発
		② 防災訓練の活用
		③ 災害時外国人支援のための人材養成
		④ 災害時における中核的な支援拠点の設置
		⑤ 広域的な災害支援体制の構築
	(4) 生活安全 における支援の 充実	① 地域安全対策の推進
		② 交通安全対策の推進
4 働く場 での活躍	(1) 円滑かつ 適正な受入れと 働く場での活躍	① 支援拠点による取組
		② 適正雇用や 受入れ環境の整備 等に向けた助言や啓発
		③ 海外からの外国人材の受入れ支援
		④ <u>留学生や県内で働く外国人の雇用や定着に向けた支援</u> 新規 ○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場 慣習 理解の促進 ○ 外国人を雇用する企業の社員に向けたコミュニケーション支援 ○ 介護分野に係る留学生の育成や雇用に向けた支援
		⑤ 就労支援窓口における多言語対応
		⑥ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供
		⑦ 外国人材関連施策の推進
5 次世代を 育成する 教育およ び保育の 充実	(1) 教育およ び保育環境の整 備	① 外国人児童生徒等の受入体制の整備
		② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備 拡充 ○ 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣や オンライン通訳の設置 ○ 外国人児童生徒等オンライン日本語教室
		③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組 拡充 ○ 県立高等学校入学者選抜における受検上の配慮の実施
		④ 児童生徒への国際教育の推進
		⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等
		⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
		⑦ 外国人学校への支援 追加 ○ 各種学校を運営する学校法人への支援
		⑧ <u>夜間中学の円滑な運営に向けた助言等</u> 新規
		⑨ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実

※ 「新規」… 新たに追加した施策
「拡充」… 新たに取組を増やした施策
「追加」… 新たにプランに記載する継続事業

第6章 施策の推進

1 各主体の役割

＜県民＞
積極的に交流を深め、同じ地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

＜自治会など＞
すべての会員が活動しやすい環境づくりを整備していく中で、共に交流活動や環境美化、防災・防犯活動などを実施することが期待されています。

＜市民活動団体＞
各団体は、自分たちの強みや情報、ネットワークを活かし、地域のニーズに応じた活動を行うことが期待されています。

＜県市町国際交流協会＞
県民と行政の橋渡し役となり、様々な主体とのネットワークを構築するなど、多文化共生の実現に向けた中心的な役割を期待されています。

＜大学など＞
地域の多文化共生の取組への参画や留学生などの就職支援、多文化共生を推進する人材育成などが期待されています。

＜民間企業・社会福祉法人など＞
国籍等にかかわらず労働者の人権を尊重し、労働関係法令を守ることや、日本語習得の支援や生活オリエンテーションの実施を行うことなどが求められています。

＜市町＞
多言語での情報提供などの行政サービス向上や多文化共生に関する啓発や交流促進の場づくりなどを進めることが期待されています。

＜県＞
市町と同様の役割に加え、広域的な課題への対応や様々な主体が連携できる仕組みづくりの推進、国への提言を行います。

＜国＞
外国人の受入方針や多文化共生に関する施策などを、長期的かつ総合的な視点に立って方針を策定し、実施することが求められています。

2 推進体制

＜県内の連携体制等＞
市町および市町国際協会等との連携体制や県庁内の推進体制（県多文化共生推進本部）を構築する。

＜広域的な連携＞
都道府県国際交流推進協議会等を通じ、近畿圏や他府県の外国人が多く住む地域との連携を進める。

3 プランの指標設定と進行管理

- ・プランの進捗状況について、毎年点検・評価を行い、公表する。
- ・指標の項目等について、必要に応じて期間中の見直しを行う。

指標	令和5年度 (基準)	令和11年度
1 多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり		
県内に在住する外国人と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合（％）	64	80
県内に在住する外国人が地域社会に参画していると思う割合（％）	15	50
2 こころが通じるコミュニケーションの促進		
滋賀県国際協会HPページユーザー数（外国語）（件）	14,024 (令和元年度)	15,000
地域日本語教育の推進に係る計画の改定	未改定	改定済
3 安心して暮らせる生活環境の整備		
「外国人」を支援対象に含む居住支援法人の指定法人数（法人）	7	10
外国人患者受入拠点的医療機関数（機関）	13	14
災害時外国人サポーター登録人数（人）	137	167
外国人被災者を支援する体制を整備している市町数（市町）	—	19
4 働く場での活躍		
外国人材受入サポートセンター支援件数（件）	581	600
県内企業の外国人従業員や留学生等を対象にした日本語およびビジネスマナー講座の受講者修了率（％）	—	100
5 次世代を育成する教育および保育の充実		
国際理解出前講座の受講者数（人）	3,811 (令和4年度)	4,100
不就学外国人児童生徒数（人）	0	0
日本語習熟状況が「ほとんど通じない」「片言が話せる」児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導等を受けている児童生徒の割合（％）	—	100